

議案第72号

関市職員の退職手当に関する条例の一部改正について

関市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年9月26日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

地方公務員法の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

関市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

関市職員の退職手当に関する条例（昭和31年関市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項第2号中「（法第16条第1号に該当する場合を除く。）」を削る。

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。